

平成26年12月30日

平成27年度与党税制改正大綱に関する見解

東京都議会自由民主党
幹事長 村上 英子

本日、平成27年度与党税制改正大綱がとりまとめられた。

これまで、東京都議会自由民主党は、都選出国會議員や区市町村、区市町村議会などと連携し、法人事業税の暫定措置や法人住民税の国税化など、受益と負担という地方税の原則に反し、地方分権に逆行する不合理な措置について、一貫して反対してきた。

そもそも暫定措置は、平成20年度税制改正において、税制の抜本的な改革までの措置という約束により導入されたものであり、本年4月に消費税率の引上げが行われたことから、当然に撤廃し、地方税に復元されてしかるべきものである。また、法人住民税の国税化は、これまで進めてきた地方分権の流れに反するのみならず、区市町村にまで広く影響が及ぶという点でも極めて問題である。今回、これらの不合理な制度の見直しが一切行われなかったことは、誠に遺憾である。

更に、今改正では、地方創生の名の下で、首都東京の人口・経済・産業等の集積に焦点があてられ、東京から地方への企業移転を促進する税制が新たに創設された。これは、日本経済の再生を牽引する東京の活力を削ぐものであり、日本の国際競争力の低下につながりかねない。

一方、法人実効税率の引下げについては、代替財源の一定程度の確保が示されたほか、中小企業への影響を勘案し、外形標準課税の対象法人の拡大は行われなかった。引き続き、中小企業への配慮を求めるとともに、地方財政への影響を与えないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

また、商業地等に係る固定資産税等の軽減措置については、継続されることとなった。大都市圏の地価水準や足元の経済情勢などを踏まえ、中小企業者等への税負担に配慮したものであり、今後とも適切に対応されたい。

今、必要なことは、都市と地方が共に栄え、日本全体に活力をもたらすにはどうすればよいかということ、地方自治の原点に立ち返って議論することである。都市の財源を奪い、地方に配分しても、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題の根本的な解決にはならない。都市と地方で限られた財源を奪い合うのではなく、4：6という国と地方の歳出比率に見合う税収を確保し、総体としての地方税財源の充実・強化を図ることこそが真の地方創生につながる。

我々は、今後とも、真の地方創生の実現に向け、あるべき地方税財政制度の実現を国に強く求めていく。